

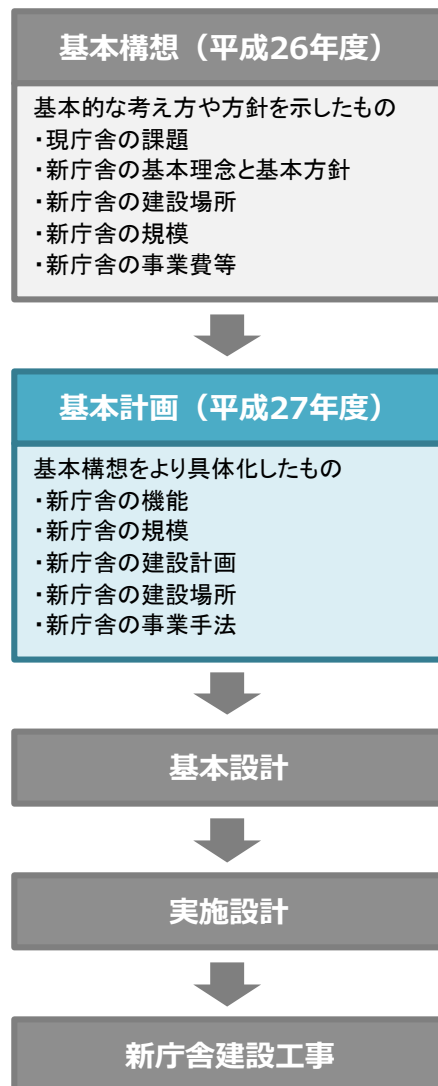
第1章 基本計画の背景と目的

1. 基本計画の目的と位置付け

大館市役所本庁舎の建設については、平成27年2月に「大館市本庁舎建設基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、新庁舎建設の基本理念や基本方針、新庁舎の位置や規模、事業費等について基本的な方向性を定めました。

本基本計画は、将来の人口推計を踏まえ、現在ある分庁舎を可能な限り利活用しながら本庁機能を段階的に集約していくという方針のもとで、新庁舎の規模、機能、建設計画等、新庁舎の設計に向けた諸条件の整理を行ったものであり、基本及び実施設計の指針となるものです。

以下に基本計画の位置付けを示します。



2. 背景と経緯

(1) 背景

現在の大館市役所の本庁舎は、西側庁舎を昭和29年に建設(築後61年経過)、その後、昭和51年に東側庁舎を増築(築後39年経過)し、現在に至っています。

平成17年の合併時から、合併前の2町の庁舎であった比内庁舎、田代庁舎に建設部や教育委員会を配置するなどし、行政サービスや業務量の増加に対応してきました。

経年による老朽化が著しい大館市役所本庁舎については、平成21、22年度に耐震診断を実施した結果、建築基準法に定める耐震基準を満たしていないことがわかり、本庁舎の耐震性を確保するための耐震補強工事などの方策を検討していました。

こうした中で平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、想定を超える大地震に見舞われた場合、市役所本庁舎としての機能を維持し、市民や職員の安全を確保しながら防災拠点としての機能を果たしていくためにはどのような整備を行うべきか、既存の計画を白紙に戻し、検討していくことになりました。

耐震診断結果や将来の維持管理費用、合併により分散せざるを得なかった庁舎機能の集中配置による市民の利便性向上などの観点から、有識者による「大館市本庁舎建設検討委員会」や市議会の「本庁舎建設に関する特別委員会」などで新庁舎建設に向けて建設候補地や事業費などに関し審議を重ね、パブリックコメントを経て平成27年2月に大館市本庁舎建設基本構想を策定しました。

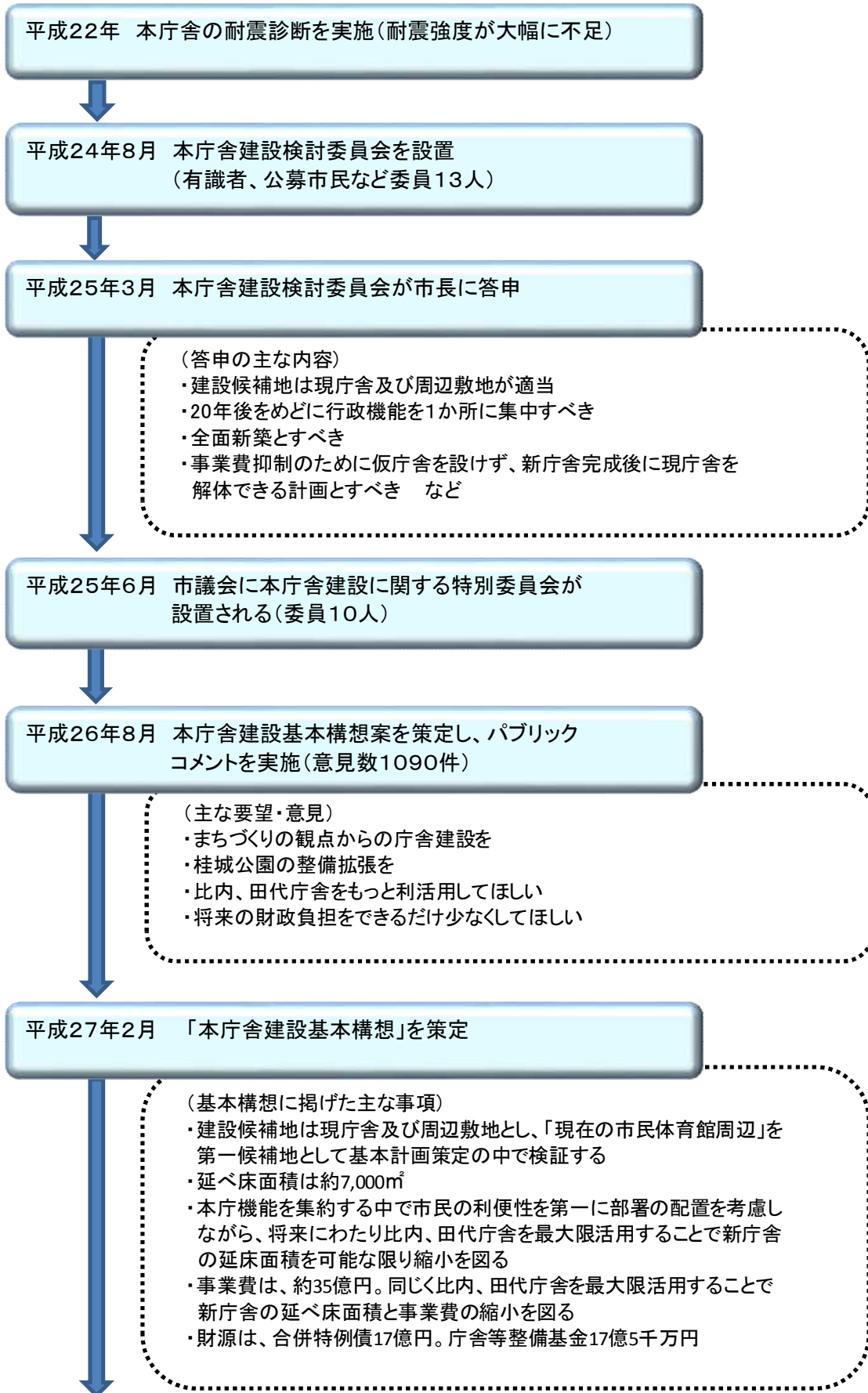
平成27年2月には基本計画策定業務に着手し、同年7月には庁内横断組織である「新庁舎建設庁内検討委員会」を設置し、本基本計画に関する協議、検討を行ってきました。

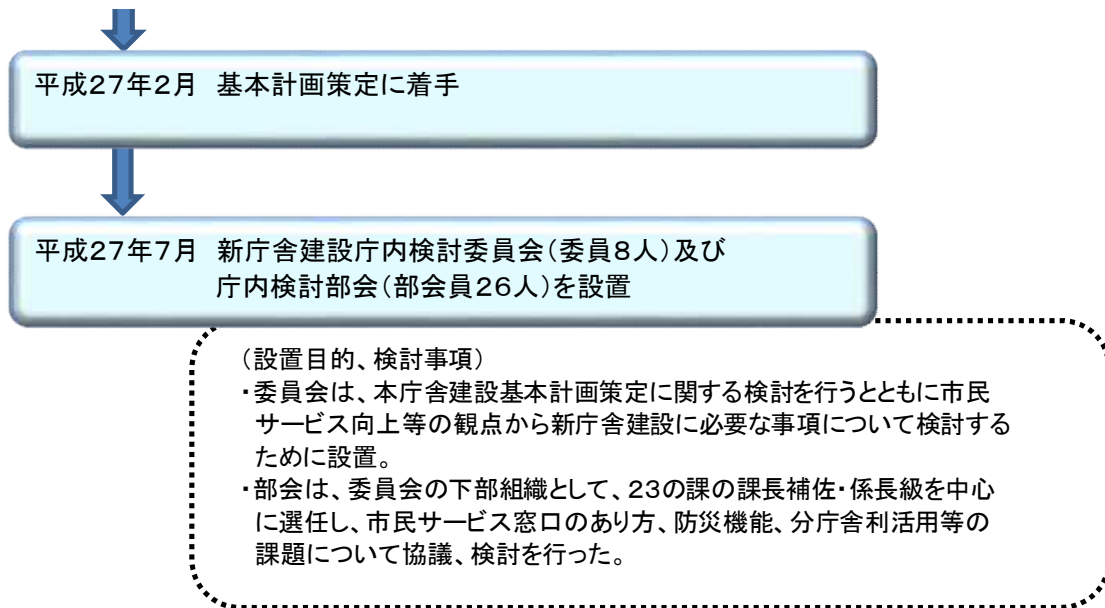


大館市役所 本庁舎

(2) 経緯

○ 新庁舎建設に向けた取り組みの経過





3. 現状の課題（問題点）

現在の市役所本庁舎が抱える課題(問題点)については、以下の5つが挙げられます。

(1) 耐震性の不備

本庁舎は、旧耐震基準（昭和56年5月以前に着工された建物に適用されている建築基準法の基準）による建築のため、大規模地震の際には倒壊の危険性があります。

平成21、22年度に実施した耐震診断では、西側庁舎の構造耐震指標（ I_s 値）が基準である0.6を下回っており、西側1階部分（Y方向）は0.19と地震に対して危険性が高い状況です。

多くの市民が訪れる市役所庁舎には全市民に密接に関わる多くの行政機能が集中しているほか、膨大かつ多岐にわたる行政文書、電子情報を保存、管理しており、また、大地震等の災害発生時には市民の安全・安心を確保するための防災・災害対応拠点としての機能を果たす必要があるため、早急に対策を講じる必要があります。

(2) 施設・設備の老朽化

本庁舎は、西側庁舎が昭和29年、東側庁舎が昭和51年（昭和55年増築）に建設されたもので、西側庁舎は築後61年が経過しています。耐震強度が不足していることに加えて、給排水や冷暖房、トイレ等の衛生設備の老朽化が著しく、設備等の補修及び改修に毎年多くの費用が必要となっています。

冷暖房のエネルギー効率も良くなく、今後老朽化が進むことで燃料費、光熱水費等のさらなる増嵩が懸念されます。

(3) 狭隘化による市民サービス窓口や執務環境の機能低下

本庁舎は、各種手続きのために訪れる市民にとっての玄関口である「市民ホール」や各種受付窓口の待合スペース、通路などが非常に狭く、さまざまな用件で来庁された方々の動線が交錯するなど、庁舎全体が、訪れる市民のためのスペースとして機能していない状況にあります。

また、受付や相談窓口でのプライバシー確保のための機能が低いうえ、相談室自体も不足しているなど、市民の皆さんの用件、要望を伺い、相談内容に適確に応えていくための環境が整っていません。

市町合併を経て、業務量の増大等により各課等の執務室が狭隘となり、本庁舎内だけでは市民や各種団体との協議、打合せなどに必要な会議室が確保できず、倉庫、書庫等も敷地外の多くの箇所に分散しているなど、市民の利便性と迅速な行政サービスを阻害する要因になっています。

(4) バリアフリーへの対応不足

現在の本庁舎は、駐車場から建物内に至るまで段差も多く、度重なる増改築を経て出入口や各課窓口への通路などが入り組んでいて、十分な広さが確保できていません。また、エレベーター等もなく、救急患者が発生した際には、階段を利用しての搬送する必要があります。

多くの方が利用する公共施設には高齢者や障害のある方、乳幼児を同伴した方に配慮した構造や設備等が必要不可欠ですが、古い基準で建設された本庁舎は、バリアフリー新法などの基準に対応しきれていません。

(5) 分庁方式による市民の利便性の低下

平成17年6月20日の1市2町の合併により人口84,701人の新大館市が誕生し、庁舎については建物の規模、事務スペース等の面から、旧大館、比内、田代の3庁舎による分庁方式を採用することになりました。このほかにも、福祉部は総合福祉センター、産業部は三ノ丸庁舎などと、本庁機能が複数箇所に分散して行政サービスを行う形態となり、現在に至っています。

各庁舎では、電算処理システムやICTネットワークの整備により主な窓口サービスの手続きが可能となっているものの、専門性の高い手続きや複雑な事務処理については直接の担当課でないと対応できない場合があり、市民の皆さんに多大なご不便をおかけしています。

また、市役所内部での会議等、複数の部署の職員が一堂に会して協議する必要がある場合など、庁舎間の移動にかかる時間その他のコストについても相当なロスが発生していると言えます。

4. 基本理念と基本方針

基本構想で定めた事項と市役所庁舎の現在の課題（問題点）を踏まえて、新庁舎建設において目指すべき基本理念とそれを実現するための基本方針を次のように設定します。

（1）基本理念

「市民に親しまれ、安心して暮らせる街の拠点となる庁舎」

市役所は、大館に生まれ、育ち、暮らす人々にとって最も身近な行政機関であり、市民生活のあらゆる場面で市民の皆さんをサポートしていく機関であると同時に、大規模な災害が発生した際には、市民の生命と財産を守るための防災拠点として重要な役割を担います。

本市の中心部に位置し、歴史ある桂城公園に隣接する市役所庁舎として、あらゆる世代の市民にとって利用しやすく、また、防災拠点として高い機能を持つ庁舎を目指します。

（2）基本方針

基本理念の実現に向けての新庁舎建設の基本方針を以下のとおりとします。

1) 防災拠点として市民の安全・安心を確保した庁舎

市民の安全・安心な暮らしを支える防災・災害対応拠点となる庁舎とします。災害発生時において、市全域の情報収集と市民等への情報発信、救助活動に関する消防等との連絡調整、応急復旧に向けた指揮など、災害対策本部機能を滞りなく発揮できるように高度な耐震性能を確保します。

2) 市民サービスの向上が図られる効率的な庁舎

市民がより早く、迷うことなく目的とする窓口を訪れ、目的とする手続きを迅速に済ませることができるとともに、市民のプライバシーを適切に確保しながら、丁寧に対応することができる庁舎とします。

3) 市民に親しまれる開かれた庁舎

誰にとっても利用しやすく、わかりやすい、ユニバーサルデザインを導入するとともに、市民が気軽に集い、憩うことができるよう、市民交流機能を備えた庁舎とします。

本市の情報を発信し、市民が市政や施策などを身近に感じ、市民と行政とが協同でさまざまな取組みを進めて行くことができる庁舎とします。

4) 環境に配慮した庁舎

ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムの基本方針に則り、計画、建築から運用までのサイクルを通じて、再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用による環境負荷の低減と、施設の長寿命化や維持管理の容易さ、設備更新への対応など、長期的な経費の軽減につながる庁舎とします。

5) まちづくりと連動した庁舎

中心市街地の一画に位置する庁舎として、人口減少や超高齢社会の到来を見据え、主要な行政機関、市立総合病院などの医療機関、市営住宅、商業施設、公共交通機関などの利用について考慮した、コンパクトシティの核となる施設づくりを行います。

現在、策定に向けて取り組んでいる「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上計画」においては、桂城公園を「歴史と文化を発信し、観光拠点となる城址公園」と位置付けています。

大館城跡として歴史があり、多くの市民に親しまれている桂城公園は、市民の心より所でもあり、桂城公園と隣接する新庁舎の建設にあたっては、桂城公園との一体的な整備を目指します。

6) 市民が誇りを持てる庁舎

庁舎は市を象徴する建築物の一つであり、地域の核となる施設であることから、建築にあたっては秋田杉や地場産材を用いるなどのほか周囲の景観形成にも配慮し、地域の産業活性化に資するとともに本市の歴史や産業などの特色を醸し出す、市民が誇りを持てる施設を目指します。

7) 分庁舎を利活用し、将来の機能集約や機構改革等にも対応できる庁舎

比内庁舎、田代庁舎は、地域における行政サービスの拠点として、その機能の維持を図ります。

将来的な人口減少を見据え、平成52年度(2040年)までの、教育委員会、建設部などの部署の新庁舎への集約を目指した適正規模の庁舎とします。

併せて、将来の市の組織の変遷や職員数の変動、入居する部署の入れ替えなどに柔軟に対応することができる庁舎とします。

8) その他の機能について

I 高度情報化への対応と防犯機能を備えた庁舎

電子自治体など 21 世紀型社会に対応でき、ICT化に沿った配線などが自由にできる庁舎とします。

市民の個人情報や各種情報の漏洩を防ぎ、電子データを守る機能を備えると共に、来庁者と職員の安全管理に配慮したセキュリティ対策を整備します。

II 行政機能

職員が効率よく快適に執務することができ、円滑なコミュニケーションのもと適確に市民サービスを提供できる事務機能をもつ庁舎を目指します。

また、将来の本庁機能の集約、行政需要の変化に伴う組織改編や新庁舎に入居する部署の入替えなどに柔軟に対応できる、長期間にわたり利用可能な庁舎とします。

III 議会機能

市議会における活発な議論と円滑な議会運営に資する庁舎を目指します。

また、閉会中の議場、委員会室等は、行政事務スペースのほか、市民利用も含めて多目的に利活用することができる庁舎とします。

基本理念
市民に親しまれ、安心して暮らせる街の拠点となる庁舎

基本方針
① 防災拠点として市民の安全・安心を確保した庁舎
災害対策本部機能の強化 市民の安全・安心の確保
② 市民サービスの向上が図られる効率的な庁舎
来庁者が分かりやすく、職員が対応しやすい庁舎 来庁者が安心できる環境の庁舎 窓口手続きがスムーズな庁舎
③ 市民に親しまれる開かれた庁舎
気軽に利用できる市民交流空間を備えた庁舎 ユニバーサルデザインに配慮した庁舎
④ 環境に配慮した庁舎
再生可能エネルギーの活用と省エネ化 緑化の推進、施設の長寿命化
⑤ まちづくりと連動した庁舎
コンパクトシティの核となる庁舎 桂城公園との一体的な整備
⑥ 市民が誇りを持てる庁舎
地場産材の使用及び展示スペースの設置 市の象徴としての景観形成をする庁舎
⑦ 分庁舎を利活用し、将来の機能集約や機構改革等にも対応できる庁舎
将来を見据えた行政サービスに対応できる庁舎 市有建物の有効利用
⑧ その他の機能
I 高度情報化への対応と防犯機能を備えた庁舎 II 行政機能 III 議会機能

5. 上位計画との整合性

基本計画の策定に当たっては、次に示す上位関連計画等に盛り込まれた方向性や施策との整合を図ります。

- ① 第2次新大館市総合計画(平成28年3月策定予定)
- ② 大館市人口ビジョン(平成27年12月策定予定)
- ③ 大館市地域防災計画(平成27年2月 第3次修正)
- ④ 大館市都市計画マスタープラン(平成19年7月策定)